国東市立地適正化計画 届出の手引き

令和4年3月 国東市

目 次

1.	届出制度について	.1
(1) 届出制度について	. 1
(2) 届出から着工までの流れ	. 2
2.	届出が必要となる区域・行為	.3
3.	居住誘導区域及び都市機能誘導区域の位置	.4
4.	居住誘導区域外での住宅開発等における事前届出	.5
(1)居住誘導区域外での住宅開発等における事前届出について	. 5
(2	!) 届出の対象となる行為	. 5
(3	。)届出を必要としない行為	. 6
(4	.)届出時の提出書類	. 6
5.	都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等の事前届出	.7
(1)都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等の事前届出について	. 7
(2	.) 届出の対象となる行為	. 7
(2	.) 届出の対象となる誘導施設	. 8
(3	。)届出を必要としない行為	. 9
(4	.)届出時の提出書類	. 9
6.	都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止に係る事前届出	10
(1)都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止に係る事前届出について	10
(2	.) 届出の対象となる行為	10
(3	3)届出時の提出書類	10
7	民出様式の記入 <i>園</i> 1	1 1

1. 届出制度について

(1) 届出制度について

国東市においては、都市再生特別措置法に基づき、今後の急速な人口減少が見込まれる状況において も、まちの魅力と市民の誇りを失うことなく、将来にわたり持続可能で、安心して快適に暮らし続けられるまちづくりを目指すため、国東市立地適正化計画を令和 4 年 2 月 28 日付けで策定し、事前の周知期間を経て、同年 3 月 31 日に公表しました。

立地適正化計画とは、都市計画区域内に「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」を定め、この区域内に居住や都市機能を誘導することで、地域公共交通と連携しながら、長期的な視点で「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するための計画です。

本市では、居住誘導区域外における一定規模の開発動向や、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備状況を把握するため、<u>都市計画区域内において、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備や居住誘導区域外にける一定規模以上の住宅の建築等を行う</u>際には、都市再生特別措置法に基づく<u>届出が必要</u>となります。

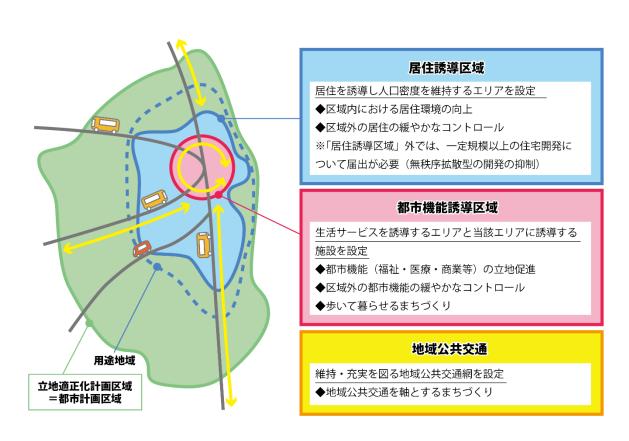
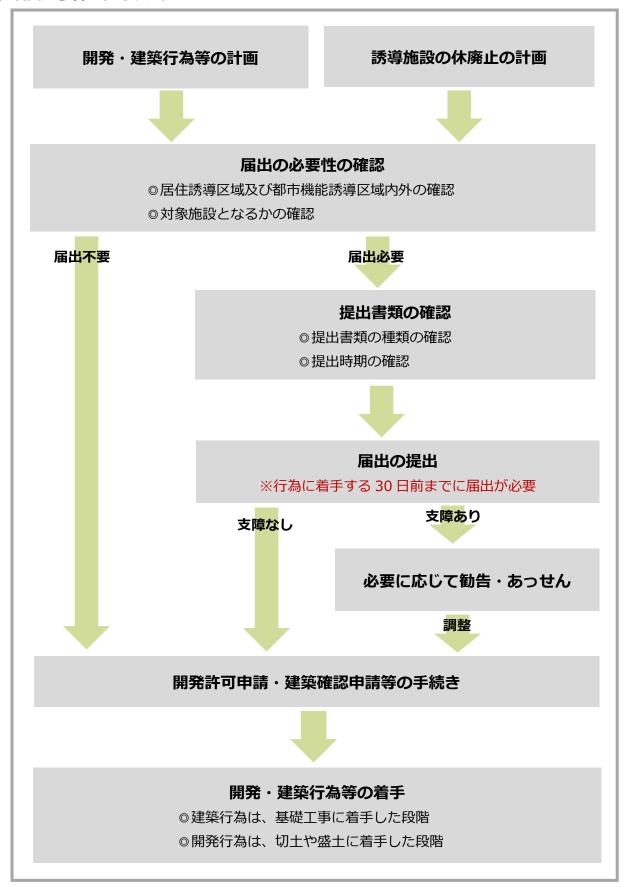


図 立地適正化計画の概要

(2) 届出から着工までの流れ



届出をしない、または虚偽の届出をした場合、 都市再生特別措置法に基づく罰則規定がありますのでご注意ください。

2. 届出が必要となる区域・行為

「国東市立地適正化計画」に関連して届出が必要となる区域及び行為は下表の通りです。 届出の対象区域は、「都市計画区域」が対象となります。「都市計画区域外」については届出を行う必要はありません。

■届出が必要となる区域・行為

ᄝᄔᄿᆢᅅᆖᅡᆉᇧᅩᅜᅝᆑ			1			
	届出が必要となる区域			導区域		都市計画
	ᄔᄼᅭ	L+\7/-+1	都市機能			区域外
油	5000000000000000000000000000000000000	となる行為	誘導区域			
	開発	◆3戸以上の住宅の建築目的で行う 開発行為◆1戸又は2戸の住宅の建築目的で	不要	不要	必要	不要
住宅の		行う開発行為で1,000㎡以上のも の			P5^	
住宅の建築等	建築 等 行為	◆ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要 P5へ	不要
誘	開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目 的で行う開発行為	不要	必要 P7へ	必要 P7へ	不要
誘導施設の建築等	建築 等 行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要 P7へ	必要 P7へ	不要
誘導施設を休止または廃止する場合			必要 P9へ	不要	不要	不要

注) 国東市における「誘導施設」は、P8表を参照。

3. 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の位置

届出が必要な居住誘導区域及び都市機能誘導区域は下図の通りです。 国見町 国東都市計画区域 国東町 国東市 武蔵町 安岐町 図 都市計画区域位置 図 誘導区域位置 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市役所 用途地域 都市計画区域 行政区域 50 100 400 500 200 300

図 誘導区域位置詳細図

4. 居住誘導区域外での住宅開発等における事前届出

(1)居住誘導区域外での住宅開発等における事前届出について

<u>都市計画区域内の居住誘導区域外の区域において、一定規模以上の住宅開発を行うとする場合</u>には、 これらの<u>行為に着手する日の30日前</u>までに、行為の種類や場所などについて、市長への<u>届出が必要</u>となります。(都市再生特別措置法第88条第1項)

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第88条第3項)

なお、市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、 居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなり ません。(都市再生特別措置法第88条第4項)

(2) 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、次のとおりです。

【開発行為】

- ・3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの

【建築等行為】

- ・3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3 戸以上の住宅とする場合



出典:国土交通省作成資料

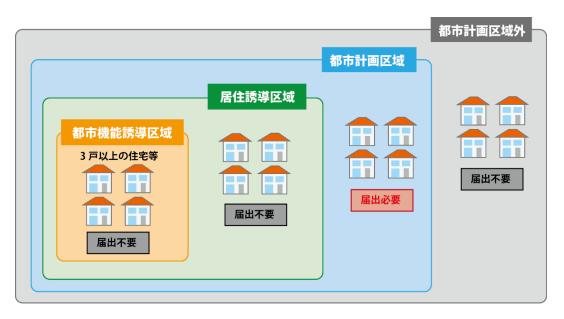


図 届出対象区域のイメージ

(3) 届出を必要としない行為

法88条第1項、法施行令第27条、28条の規定により、区域外の行為であっても次に掲げる項目に該当する場合は、届出を要しない場合があります。

届出を必要としない行為は、次のとおりです。

- ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う 開発行為
- ②上記の住宅等の新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して①の住宅等とする行為
- ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為、又はこれに準ずる行為

(4) 届出時の提出書類 (P11~P13 参照)

開発行為の場合	■届出書 様式 10 ■添付図書(付近見取り図、設計図書、その他参考図書)
建築等行為の場合	■届出書 様式 11■添付図書(配置図、建築物の2面以上の立面及び各階平面図、その他参考図書)
上記2つの届出内容を変更	■届出書 様式 12
する場合	■添付図書(上記の添付図書の変更となる図書)

5. 都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等の事前届出

(1) 都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等の事前届出について

<u>都市計画区域内の都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行おうとする場合</u>には、これらの<u>行為に着手する日の30日前</u>までに、行為の種類や場所などについて、市長への<u>届出が必要</u>となります。(都市再生特別措置法第108条第1項)

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第108条第3項)

なお、市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、 当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせん、その他の必要な措置を講す るよう努めなければなりません。(都市再生特別措置法第 108 条第 4 項)

(2) 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、次のとおりです。

【開発行為】

• 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

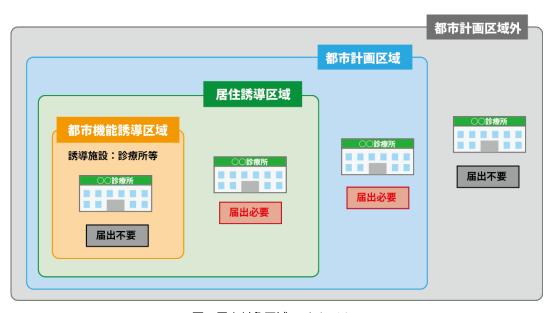


図 届出対象区域のイメージ

(2) 届出の対象となる誘導施設

都市計画区域内の都市機能誘導区域外の区域において、届出の対象となる誘導施設は、次のとおりです。

■届出の対象となる誘導施設と定義

分類		施設名	定義						
行政	市役所		地方自治法第4条第4項に定める事務所						
		通所リハビリテーション	介護保険法第8条第1項に定める居宅 サービス						
	通所系 施設	地域密着型通所介護	介護保険法第8条第 14 項に定める 地域密着型サービス						
介護		通所型サービス	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項に定める 包括的支援事業施設						
福祉		サービス付高齢者向け住宅	高齢者の居住の安全確保に関する法律 第5条に定める施設						
	入所系 施設	住宅型有料老人ホーム ケアハウス (軽費老人ホーム) シニア向け分譲マンション 健康型有料老人ホーム	介護保険法第8条25項に定める介護保険施設						
子育て	子育て支	を援センター アルマン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に定める地域子 育て支援拠点事業施設						
JHC	病児・病	有後児保育施設	児童福祉法第6条の3第13項に定める 病児、病後児保育事業施設						
商業	大規模商 (店舗面	丽業施設 面積 1,000 ㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する 店舗で、店舗面積が1,000㎡を超える店舗						
	病院		医療法第1条の5第1項に定める病院						
医療	診療所 を含むも	(内科・小児科・外科・産婦人科5の)	医療法第 1 条の 5 第2項に定める診療所のうち、内科・小児科・外科・産婦人科を含むもの						
健康・ 教育・	総合文化	ビセンター	市民の福祉を増進する目的をもった音楽、 演劇、舞踊、映画など文化芸術事業のための設備 を有する施設						
文化	図書館		図書館法第2条に規定する施設(地方公共 団体が設置する公立図書館)						

(3) 届出を必要としない行為

法 108 条第 1 項、法施行令第 35 条の規定により、区域外の行為であっても次に掲げる項目に該当する場合は、届出を要しない場合があります。

届出を必要としない行為は、次のとおりです。

- ①誘導施設に該当する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設に該当する建築物で仮設のものの新築又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ③非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④都市計画事業の施行として行う行為、又はこれに準ずる行為

(4) 届出時の提出書類 (P14~P16 参照)

開発行為の場合	■届出書 様式 18
刑光11何♡%口	■添付図書(付近見取り図、設計図書、その他参考図書)
	■届出書 様式 19
建築等行為の場合	■添付図書(配置図、建築物の2面以上の立面及び各階平面図、その他参
	考図書)
上記2つの届出内容	■届出書 様式 20
を変更する場合	■添付図書(上記の添付図書の変更となる図書)

6. 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止に係る事前届出

(1) 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止に係る事前届出について

<u>都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止または廃止しようとする</u> 場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)</u>

なお、市長は、新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、休止または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合、必要に応じて、届出をした者に対し、当該建築物の存置その他の必要な助言または勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第 108条の2第2項)

(2) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内において休廃止する場合、届出の対象となる誘導施設は、次のとおりです。

■届出の対象となる誘導施設と定義

分類		施設名	定義						
行政	市役所		地方自治法第4条第4項に定める事務所						
		通所リハビリテーション	介護保険法第8条第1項に定める居宅サービス						
	通所系施設	地域密着型通所介護	介護保険法第8条第14項に定める 地域密着型サービス						
	沙巴市文	通所型サービス	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項に定める 包括的支援事業施設						
介護福祉		サービス付高齢者向け住宅	高齢者の居住の安全確保に関する法律第5条に 定める施設						
	入所系 施設	住宅型有料老人ホーム ケアハウス (軽費老人ホーム) シニア向け分譲マンション 健康型有料老人ホーム	介護保険法第8条25項に定める介護保険施設						
子育て	子育てす	え援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に定める地域子 育て支援拠点事業施設						
丁月〇	病児・病	有後児保育施設	児童福祉法第6条の3第13項に定める病児、 病後児保育事業施設						
商業	大規模的 (店舗面	丽業施設 面積 1,000 ㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する 店舗で、店舗面積が1,000 ㎡を超える店舗						
	病院		医療法第1条の5第1項に定める病院						
医療	診療所 を含むも	(内科・小児科・外科・産婦人科5の)	医療法第 1 条の 5 第2項に定める診療所のうち、内科・小児科・外科・産婦人科を含むもの						
健康・ 教育・	総合文化	ビセンター	市民の福祉を増進する目的をもった音楽、演劇、 舞踊、映画など文化芸術事業のための設備を有 する施設						
文化	図書館		図書館法第2条に規定する施設(地方公共団体 が設置する公立図書館)						

(3) 届出時の提出書類 (P17~P18 参照)

休廃止の場合	■届出書 様式 21
が発止り物口	■添付図書(付近見取り図、設計図書、その他参考図書)

7. 届出様式の記入例

住写	官の建築等に係	る届出様式の記入例																			
	届出様式 10	(住宅用の開発行為)・			•	•	•	•		•	•	•	•	 •	 •	•	•	•	•	•	11
	届出様式 11	(住宅用の建築等行為)			•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	 •	•	•	•	•	•	12
	届出様式 12	(住宅用変更)・・・・			•	•	•	•		•	•	•	•		 •	•	•	•	•	•	13
誘導	算施設の建築等	まに係る届出様式の記入	例																		
	届出様式 18	(誘導施設用の開発行為	a) ·		•	•	•	•		•	•	•	•	 •	 •	•	•	•	•	•	14
	届出様式 19	(誘導施設用の建築等行	声為) •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	 •	•	•	•	•	•	15
	届出様式 20	(誘導施設用の変更)・			•	•	•	•		•	•	•	•	 •	 •	•	•	•	•	•	16
誘導	算施設の建築等	Fに係る届出様式の記入・	例																		
	届出様式 21	(誘導施設用の休廃止)	休	止	りな	景合	ì	•		•	•	•	•	 •	 •	•	•	•	•	•	17
	届出様式 21	(誘導施設用の休廃止)	廃	止	りな	景 合	ì	•		•			•	 ,	 •			•	•	•	18

様式第十(都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第一号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2022年 7月 1日 ← - - - - - -

着手予定日の30日前までに提出

国東市長 様

届出者 住 所 **国東市〇〇町〇丁目〇番地** 氏 名 株式会社くにさき 代表取締役 **国東** 太郎 印

	1	開発区域に含まれる地域の名称	国東市〇〇町〇丁目1番1(外〇〇筆)別紙
	2	開発区域の面積	3, 000 m²
開発	3	住宅等の用途	一戸建ての住宅
行	4	工事の着手予定年月日	2022年 8月 1日
為の	5	工事の完了予定年月日	2022年12月 1日
要	6	その他必要な事項	住宅用区画数: 10区画 地 目: 宅地 届出代理人: 国東市〇〇町〇丁目〇番地 株式会社〇〇設計 担当: 〇〇
			電話:000-000-000

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・付近見取り図(当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面)縮尺 1,000 分の 1 以上
- · 設計図書(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図)

縮尺 100 分の 1 以上

・その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図、求積図(開発区域の面積)など)

様式第十一(都市再生特別措置法施行規則第三十五条第一項第二号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 ■住宅等の新築 について、下記により届け出ます。 □建築物を改築して住宅等とする行為 □建築物の用途を変更して住宅等とする行為 2022年 7月 1日 ← - - -着手予定日の30日前までに提出 国東市長 様 届出者 住 所 国東市〇〇町〇丁目〇番地 氏 名 国東 一郎 钔 国東 二郎 印 ←複数の場合 住宅等を新築しようとする土地 所在・地番:国東市〇〇町〇丁目1番1 又は改築若しくは用途の変更を 地目:宅地 しようとする建築物の存する土 面積:3,000 m² 地の所在、地番、地目及び面積 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 共同住宅(アパート)

3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途

等の用途

着手予定年月日:2022年 8月 1日

完了予定年月日:2022年12月 1日

4 その他必要な事項 数:12戸

届出代理人: 国東市〇〇町〇丁目〇番地

(株)〇〇設計 担当:〇〇

電話:000-000-0000

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図

縮尺 50 分の 1 以上

・その他参考となる事項を記載した図書(位置図、求積図(敷地面積)など)

届出様式12 (住宅用の変更) 記入例

様式第十二(都市再生特別措置法施行規則第三十八条第一項関係)

行為の変更届出書

国東市長 様

2022年 8月 1日 ← 1

着手予定日の30日前までに提出

届出者 住 所 国東市〇〇町〇丁目〇番地 氏 名 国東 一郎 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ま す。

記

1 当初の届出年月日

2022年 7月 1日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後						
住宅用区画数の変更	10区画	12区画						
着手予定年月日の変更	2022年9月1日	2022年9月25日						

3 変更部分に係る行為の着手予定日 2022年 9月20日 ● - - -

4 変更部分に係る行為の完了予定日 2022年12月 1日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を 省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

<開発行為の場合>

- ・付近見取り図(当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面)縮尺 1,000 分の 1 以上
- · 設計図書(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図)

縮尺 100 分の 1 以上

- ・その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図、字図、求積図(開発区域の面積)など)
- <建築等行為の場合>
- ・配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図

縮尺 50 分の 1 以上

・その他参考となる事項を記載した図書(位置図、求積図(敷地面積)など)

様式第十八(都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第一号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

2022年 7月 1日 ← - - - - -

着手予定日の30日前までに提出

国東市長 様

届出者 住 所 **国東市〇〇町〇丁目〇番地** 氏 名 株式会社くにさき 代表取締役 国東 太郎 印

	1	開発区域に含まれる地域の名称	国東市〇〇町〇丁目1番1(外〇〇筆)別紙
	2	開発区域の面積	3, 000 m²
開	3	建築物の用途	商業施設(スーパーマーケット)
発	4	工事の着手予定年月日	2022年 8月 1日
行	5	工事の完了予定年月日	2022年12月 1日
為の概要	6	その他必要な事項	地 目: 宅地 店舗面積: 1,000 m² (スーパーマーケット) 500 m² (ドラッグストア) ※誘導施設外の用途がある場合は、その用途と面積を記載すること。 届出代理人: 国東市〇〇町〇丁目〇番地(株)〇〇設計 担当:〇〇 電話: 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・付近見取り図(当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ・設計図書(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図、求積図(開発区域の面積)など)

届出様式19 (誘導施設用の建築等行為) 記入例

様式第十九(都市再生特別措置法施行規則第五十二条第一項第二号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有す る建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 ■誘導施設を有する建築物の新築 □建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為〉について、下記により届け出ます。 □建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為→ 2022年 7月 1日← - - - - -着手予定日の30日前までに提出 国東市長 様 届出者 住 所 国東市〇〇町〇丁目〇番地 氏 名 国東 一郎 钔 国東 二郎 印 ←複数の場合 建築物を新築しようとする土地 所在・地番:国東市〇〇町〇丁目1番1 又は改築若しくは用途の変更を 地目:宅地 しようとする建築物の存する土 面積:1,000 m² 地の所在、地番、地目及び面積 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 商業施設(飲食店) 物の用途 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途 着手予定年月日:2022年 8月 1日 ← -完了予定年月日:2022年12月 1日 店舗面積:200 ㎡ 4 その他必要な事項 届出代理人:国東市〇〇町〇丁目〇番地 (株)〇〇設計 担当:〇〇 電話:000-000-0000

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

■添付図書

- ・配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺50分の1以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書(位置図、求積図(敷地面積、店舗面積)など)

様式第二十(都市再生特別措置法施行規則第五十五条第一項関係)

届出様式20 (誘導施設用の変更) 記入例

行為の変更届出書

国東市長 様

2022年 8月 1日 ← 1

着手予定日の30日前までに提出

届出者 住 所 国東市〇〇町〇丁目〇番地 氏 名 国東 一郎 印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出 ます。

記

1 当初の届出年月日

2022年 7月 1日

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後						
商業施設(コンビニエンスス トア)の店舗面積の変更	2 0 0 m²	2 1 0 m²						
着手予定年月日の変更	2022年9月1日	2022年9月20日						

3 変更部分に係る行為の着手予定日 2022年 9月20日 ← - - -

4 変更部分に係る行為の完了予定日 2022年12月 1日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省 略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

<開発行為の場合>

- ・付近見取り図(当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設を表示する図面) 縮尺 1,000 分の 1 以上
- · 設計図書(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図)

縮尺 100 分の 1 以上

- ・その他参考となるべき事項を記載した図書(位置図、字図、求積図(開発区域の面積)など)
- <建築等行為の場合>
- ・配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面) 縮尺 100 分の 1 以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図

縮尺 50 分の 1 以上

・その他参考となる事項を記載した図書(位置図、求積図(敷地面積、店舗面積)など)

様式第二十一(都市再生特別措置法施行規則第五十五条の二関係)

届出様式21 (誘導施設の休廃止) 記入例(休止の場合)

誘導施設の休廃止届出書

国東市長 様

2022年 8月 1日 ←

休廃止の30日前までに提出

届出者 住 所 **国東市〇〇町〇丁目〇番地** 氏 名 **国東 一郎** 印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称	00000
用途	商業施設(専門店)
所在地	国東市〇〇町〇丁目〇番地

- 2 休止 (廃止) しようとする年月日 2022年 9月20日 - - -
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間 2022年 9月20日 ~ 2022年11月30日
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

休止中は事務所として使用

- (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

様式第二十一(都市再生特別措置法施行規則第五十五条の二関係)

届出様式21 (誘導施設の休廃止) 記入例(廃止の場合)

誘導施設の休廃止届出書

国東市長 様

2022年 8月 1日 ←

休廃止の30日前までに提出

届出者 住 所 **国東市〇〇町〇丁目〇番地** 氏 名 **国東 一郎** 印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

記

1 休止 (廃止) しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称	00000
用途	商業施設(飲食店)
所在地	国東市〇〇町〇丁目〇番地

- 2 休止 (廃止) しようとする年月日 2022年 9月20日 - -
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間 2022年 9月20日 ~ 2022年11月30日
- 4 休止 (廃止) に伴う措置
 - (1) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

使用建築物は取り壊し、共同住宅を建築予定 除却予定時期:〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。